

6月12日付け提言(案)についての意見(6月6日付け)

平成18年6月6日

(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

全体会 委員 様

(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

委員

提 案

多くの区民に、正確で分かり易くする為、以下を提案致しますので、6月12日全体会でご審議の程、お願い申し上げます。

1. 「コミュニティ」から「地域社会」への表現変更

理由 カタカナ表現は第9章だけで、他章は漢字表現であり、揃えた方がバランス的に良いです。また、今迄の全体会で多くの委員様から漢字表現の希望があります。

元々「コミュニティ」は、地縁・血縁による共同生活を営む社会集団としての一類型であり、現在では拡大解釈されています。

現在は、インターネットの掲示板等でメールのやりとりを行う人々の集まりとも言われ、一部には「不健全コミュニティ」もあり、今現在の区民が信頼する用語として抵抗感があります。

「地域社会」は、自治そのものが地域から発生し、社会を形作るの
で、幅広い区民の層に定着しています。条例の趣旨にぴったりです。

2. P1 前文 4 行目「わが練馬区は、」の次に「農業と諸工業の産業構造の変換を経ながら、」を追加

理由 練馬区独立 50 周年記念「練馬の今昔(ねりま 50 年の移り変わり)」
www.city.nerima.tokyo.jp/shiryō/shing/ の参照により、当時の状況が理解できます。

独立当初の練馬は近郊農業地域であり、人口 5.5 倍住民の住宅やマンションは、主に農地転用で、一部は小規模工場跡地で建築されました。

3. P24 第 12 章 (仮称)練馬区自治基本条例の改定手続

「区民の希望と社会情勢の変化に柔軟に対応する為、改正は特別多数議決ではなく、通常の改正手続で行います。区民は、議会と区長に区民の意見を最大限尊重し反映する様に求める権利があり、また、議会と区長は、区民の意見を誠実に実現する責任があります。」

理由 将来、必ず改正問題は発生しますので、予め区民に周知しておく事が必要です。

(案)は、区長限定の改定準備の為の諮問意見で大切ですが、改定手続としては、上記の様な具体的な表現が分かり易いと思います。

委員会を通しての間接的な関わりよりも、程度は別として、区民が直接関わる改定手続により、区民主権の最高規範性が担保されます。改正手続により、区民と議会と区長が各々の役割を果たす事で、結果的に精度の高い自治が期待できます。

改正手続の詳細や運用は、別に規則で定めます。